

公 示 日 : 2021 年 9 月 8 日(水)

調達管理番号 : 21a00656

国 名 : 中米・カリブ地域 (広域)

担 当 部 署 : ガバナンス・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

調 達 件 名 : 中米・カリブ地域 (広域) 中米統合機構 (SICA) ジェンダー政策策定・実施モニタリング・評価能力体制強化アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : ジェンダー政策策定・モニタリング・評価能力体制強化へのアドバイス
- (2) 格 付 : 2 号
- (3) 業 務 の 種 類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 10 月下旬から 2023 年 10 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 7.67 人月、国内 8.25 人月、合計 15.92 人月
- (3) 業務日数 :
 - ・ 第 1 次 国内準備 5 日、現地業務 45 日、国内整理 5 日
 - ・ 第 2 次 国内準備 25 日、現地業務 35 日、国内整理 3 日
 - ・ 第 3 次 国内準備 25 日、現地業務 35 日、国内整理 3 日
 - ・ 第 4 次 国内準備 25 日、現地業務 35 日、国内整理 3 日
 - ・ 第 5 次 国内準備 25 日、現地業務 35 日、国内整理 3 日
 - ・ 第 6 次 国内準備 30 日、現地業務 45 日、国内整理 13 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 20% を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降): 契約金額の20%を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数: 1部
- (2) 見積書提出部数: 1部
- (3) 提出期限: 2021年10月1日(金)(12時まで)
- (4) 提出方法: 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知: 2021年10月12日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等:
 - ① 業務実施の基本方針 24点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 6点
- (2) 業務従事者の経験能力等:
 - ① 類似業務の経験 30点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 5点
 - ③ 語学力 15点
 - ④ その他学位、資格等 5点
 - ⑤ プレゼンテーション力 15点

(計100点)

類似業務経験の分野	評価・モニタリング体制整備に係る各種業務
対象国/類似地域	全世界
語学の種類	西語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱に感染する危険のある国から来る、1歳以上の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求される。乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に12時間以上滞在した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求される。

6. 業務の背景

中米統合機構（SICA）は、中米地域の経済社会統合と地域的な平和、自由、民主主義と開発を達成することを目的として、1991年に設立された地域統合機関である。グアテマラ・エルサルバドル・ホンジュラス・ニカラグア・コスタリカ・パナマ・ベリーズ・ドミニカ共和国の8か国が加盟し、主に中米地域における防災・気候変動、治安、経済統合、社会統合、地域組織強化の5つの主要分野を中心に統合を促進するための活動を行っている。

SICAと日本は、1995年より「日・中米対話と協力フォーラム」を通じた政策協議を実施し、より広域への裨益を見据えた協力体制の確立を目指してきた。2005年には東京で日本・中米首脳会談が開催され、日・中米関係の中長期的な協力の指針となる「東京宣言」及び「行動計画」を採択した。その後2010年にはSICAの域外オブザーバー国となるとともに、2015年にはSICA-JICAアクションプラン2015-2020（5か年計画）を策定し、特に①物流・ロジスティックス、②インフラ・気候変動対策、③生態系・湿地保全、④農村・農業開発、⑤ジェンダー平等の推進に向けた取り組みへの協力を推進していくことを合意している。

SICA加盟国においては、国や分野によって状況は異なるものの、政治・社会・経済・文化・環境・制度を含むあらゆる側面において男女間の格差や不平等が存在しており、SICAが目指す地域の平和、自由、民主主義、開発の達成に向けた統合プロセスにおいて、女性の人権の保障や社会経済参画の推進が主要な取り組み課題の一つとして位置付けられている。

かかる状況の下、2015年10月に実施されたSICAとJICAの協議において両者は、特に「女性の経済的自立の推進」に関する域内の取り組みを対象とした協力を推進していくことで合意し、「SICA-JICA地域協働アクションプラン覚書」への署名が行われた。現在までに、JICAは、地域レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワメント推進の役割を担う「中米・ドミニカ共和国女性大臣会合（COMMCA）」と「エルサルバドル女性開発庁（ISDEMU）」を支援して、「中南米地域広域ジェンダーセミナー：ジェンダー平等と女性の経済的自立」（2015年6月）を開催するとともに、2016年にはSICA加盟国における女性の経済的自立の現状や課題、支援ニーズを確認するための基礎情報収集・確認

調査を実施した。また、2017年には、女性の経済的自立の推進に係る SICA システム内の事務局関係者や、加盟各国のナショナル・マシーナリーの高官クラスを本邦に招聘するとともに、同年より課題別研修「ビジネスを通じた女性の経済的エンパワメント」を開始し、域内において女性の経済的自立を推進する行政及び民間の関係者を対象とした能力強化を図ってきた。

他方で、同域内の女性の経済的自立を進めるには、同課題の推進に向けた SICA 本部や各事務局のモニタリング・評価能力の強化が喫緊の取り組み課題となっている。SICA は域内のジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けて、2013年に「ジェンダー平等と公正のための地域政策」(以下、PRIEG)を策定し、その実施推進については「中米・ドミニカ共和国女性大臣会合(以下、COMMCA)」がその一義的な責任と役割を担っている。COMMCA 及びその技術事務局は PRIEG 政策の実施推進に向けて、現在までに、「成果重視型管理(Result Based Management : RBM)」の考えに基づき、PRIEG 政策で掲げられた重点取り組み課題ごとに、その実施状況のモニタリングと評価を行うための「成果重視型モニタリング・評価表」(Result Based Framework)を策定してきている。さらに、関連する域内の専門機関の事務局長から成る「PRIEG 幹部委員会」(CD-PRIEG¹)を設置するとともに、重点取り組み課題ごとに、その実務を担う「PRIEG 政策分野別技術委員会」(CTS-PRIEG²)の設置も進めてきている。

しかしながら、現在の「成果重視型モニタリング・評価表」(RBF)の様式(マトリックス)においては、具体的な投入/活動にかかる情報や、各施策の目標値が示されておらず、政策目標の達成状況を測る指標や目標値などの設定も欠如している。さらに、各施策の実施に向けた「長期実施計画書」も策定されていない。こうした中、CD-PRIEG や CTS-PRIEG などの、PRIEG 政策の実施推進とモニタリング・評価に向けて設置された地域メカニズムも実質的な取り組みを行うまでには至っていないのが現状である。PRIEG 政策の実施、モニタリング・評価を、SICA 内で円滑に進めていくためには、関係者間の PRIEG のコンセプトを含めた共通理解を促進し、その計画・実施・モニタリング・評価

¹ Comité Directivo Regional de la PRIEG : 7つの政策分野の事務局機関を含む8つの専門機関の事務局長から成る委員会。PRIEG政策分野別技術委員会(CTS-PRIEG)からの進捗報告を受け、政策の進捗を評価し、PRIEGの円滑な実施促進のために必要な調整やセクター間連携に関し提言や指示を行う(国別ジェンダー情報収集・確認調査(中米統合機構))報告書(2017)

² Comité Técnico Sectorial-PRIEG : 各政策課題/分野ごとに設置され、関連する関連専門機関の代表と、COMMCA技術事務局の担当者より構成される。各CTS-PRIEGには調整責任機関の役割を担う事務局が定められているが、女性の経済的自立の推進(政策分野1)では、中米経済統合一般条約常設事務局(以下、SIECA)が事務局として位置づけられている。年に2回会議が招集され、PRIEGの実施やフォローアップの支援を行うこととなっている。(国別ジェンダー情報収集・確認調査(中米統合機構))報告書(2017)

においては適切な戦略や指標および共通の様式の設定等を含めた、手法・ツールの整備が不可欠である。

このような状況を踏まえ、COMMCA より、PRIEG 政策にて重点取り組み課題の一つとして掲げられている「女性の経済的自立の推進」(政策分野 1) に向けた SICA のモニタリング・評価能力の強化を支援する専門家の派遣が要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、COMMCA をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、SICA 加盟国・地域のジェンダー平等政策である「ジェンダー平等と公正のための地域政策（PRIEG）」の実施を推進するため、CD-PRIEG 及び政策分野 1 「女性の経済的自立」の CTS-PRIEG 事務局やメンバー機関の関係者とともに、上記「女性の経済的自立」の取り組みにかかるモニタリング・評価能力／体制強化のための技術的指導・助言を行う。

本案件が目指す目標および期待される成果、活動内容は、以下のとおり。

【上位目標】

「ジェンダー平等と公正のための地域政策（PRIEG）」政策の実施推進に向けた、SICA のモニタリング・評価体制が強化される。

【目標】

女性の経済的自立に関連する PRIEG 政策の実施推進に向けた、SICA のモニタリング・評価体制が強化される。

【成果】

成果 1：CD-PRIEGCTS-PRIEG の関係者の間で政策のモニタリング・評価に関する基礎的な理解が強化され、必要な取り組みが整理される。

成果 2：女性の経済的自立（政策分野 1）の推進にかかる長期実施戦略書³が策定されるとともに、同計画に基づく中期行動計画が 3 年ごとに策定されるようになる。

成果 3：女性の経済的自立（政策分野 1）の CTS-PRIEG が、中期行動計画に基づいて、モニタリング・評価を行い、その結果が CD-PRIEG でレビューされるようになる。

成果 4：女性の経済的自立（政策分野 1）に向けた SICA によるモニタリング・評価の取り組みの知見と経験をまとめた「PRIEG モニタリング・評価ガイドライン案」が策定される。

³ 女性の経済的自立の推進（政策分野 1）に向けた取り組みの全体目標、指標、目標値が示されるとともに、各施策の指標、目標値ならびに具体的な実施戦略/ロードマップが示されているもの。

【活動】

- 1-1 : PRIEG 政策の実施推進に関わる関係者を対象とした、政策のモニタリングと評価に関する基礎的な理解の向上に向けた研修を実施する。
- 1-2 : PRIEG 政策の実施推進に関わる関係者ととも、政策全体（上位）目標の指標と目標値について合意するための地域政策ワークショップを開催する。
- 1-3 : PRIEG 政策のモニタリング・評価に向けて必要な取り組みを整理し、活動1-2の結果とあわせて、SICA が実施すべき PRIEG 政策のモニタリング・評価に関する取組内容をとりまとめる。

- 2-1 : 活動1-2で合意された政策全体目標の指標および目標値を踏まえ、女性の経済的自立（政策分野1）の推進を担当するCTS-PRIEG事務局およびメンバー機関⁴を支援して、同政策分野の政策目標の指標を設定する。
- 2-2 : 女性の経済的自立（政策分野1）の推進を担当するCTS-PRIEG事務局ならびにメンバー機関を支援して、上記で設定された指標に関するベースラインデータの確認を行うとともに、目標値を設定する。
- 2-3 : 女性の経済的自立（政策分野1）の推進を担当するCTS-PRIEG事務局およびメンバー機関を支援して、長期実施戦略の基本枠組みとなる、「Result based Framework（成果重視型モニタリング評価管理表）」の様式と内容を見直す。
- 2-4 : 活動2-1および2-2で合意された、女性の経済的自立（政策分野1）の目標の指標と目標値を踏まえ、政策分野1のCTS-PRIEGの事務局とメンバー機関を支援して、政策分野1で掲げられている各施策（全12施策）にかかるベースラインデータを確認し、各施策の指標と目標値を設定する。
- 2-5 : 上記で整理された各施策のベースラインデータと目標値に基づき、女性の経済的自立（政策分野1）の推進を担当するCTS-PRIEG事務局とメンバー機関を支援して、各施策の長期実施戦略書を策定する。

⁴ 女性の経済的自立（政策分野1）の推進を担当するCTS-PRIEGのメンバー機関は、次の6機関である：中米経済統合一般条約常設事務局（SIECA）、中米農牧大臣会合事務局（SE-CAC）、中米中小零細企業振興センター（CEMPROMYPE）、中米経済統合銀行（BCIE）、中米社会統合事務局（SISCA）、中米地域水産養殖機構（OSPESCA）。事務局は、SICAの経済サブシステムの調整機関であるSIECAが務めている（国別ジェンダー情報収集・確認調査（中米統合機構）報告書（2017））

- 2-6 : 女性の経済的自立（政策分野1）の推進を担当する CTS-PRIEG 事務局とメンバー機関を支援して、活動2-5で策定された長期実施戦略書に基づいて、各施策の実施に向けた中期行動計画（3年間の活動計画（PSI））を策定する。
- 2-7 : 女性の経済的自立（政策分野1）の推進を担当する CTS-PRIEG の事務局とメンバー機関を支援して、上記の一連の取り組みのプロセスやツール、知見・教訓をとりまとめる。

- 3-1 : 女性の経済的自立（政策分野1）推進を担当する CTS-PRIEG 事務局とともに、活動2-6で策定された中期行動計画に基づく各メンバー機関の年間活動計画の作成を支援する（年間活動計画書の策定に向けたオリエンテーションならびに計画策定ワークショップの開催、フォーマットの作成等の支援）。
- 3-2 : 女性の経済的自立（政策分野1）の推進を担当する CTS-PRIEG 事務局とともに、各メンバー機関による年間活動計画書に基づく進捗報告書の作成を支援する（フォーマットの作成、研修）。
- 3-3 : 女性の経済的自立（政策分野1）の推進を担当する CTS-PRIEG 事務局とメンバー機関を支援して、メンバー機関による活動進捗の報告会の開催を支援するとともに、必要なフォローアップ活動や改善に向けた助言を行う。
- 3-4 : 女性の経済的自立（政策分野1）の推進を担当する CTS-PRIEG 事務局を支援して、メンバー機関の進捗報告書のとりまとめを行う。
- 3-5 : COMMCA 技術事務局を支援し、CD-PRIEG の開催を支援し、女性の経済的自立（政策分野1）の CTS-PRIEG による活動進捗報告の支援を行うとともに、CD-PRIEG によるレビュー結果を、SICA 総事務局長、COMMCA、CTS-PRIEG へ報告する。
- 3-6 : 女性の経済的自立（政策分野1）の推進を担当する CTS-PRIEG 事務局を支援して、上記の一連の取り組みのプロセスやツール、知見・教訓をとりまとめる。

- 4-1 : 上記の活動実施プロセスから得られた知見・教訓や計画・モニタリング・評価ツール（改善された「RBM マトリックス」、「長期実施戦略書」、「中期活動計画」、女性の経済的自立（政策分野1）の推進を担当する CTS-PRIEG のメンバー機関による年間活動計画書ならびに進捗報告書フォーマット等）をとりまとめて、「PRIEG 政策モニタリング・評価ガイドライン（案）」を策定する。

4-2: 政策分野1 以外の PRIEG 関係者に対して、女性の経済的自立（政策分野1）に関する取組のモニタリング・評価の経験を取りまとめた「PRIEG 政策モニタリング・評価ガイドライン（案）」の共有ワークショップを開催する。

具体的担当事項は以下のとおり。なお、第2次派遣以降の業務については、以下に想定を示すが、より効果・効率的に実施するための時期、方法をプロポーザルにて提案すること。

- (1) 第1次国内準備期間（2021年10月下旬～11月上旬）
 - ① 既存の JICA 調査報告書、PRIEG および SICA により公表されている PRIEG 関連の文書等を参照し、本案件の背景や現状と課題を把握する。
 - ② JICA ガバナンス・平和構築部及びエルサルバドル事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理し、ワークプラン（和文）（案）を作成する。
 - ③ JICA ガバナンス・平和構築部より、ワークプラン（和文）（案）の承認を得る。
- (2) 第1次現地業務期間（2021年11月上旬～2021年12月中旬）
 - ① 現地業務開始時に、JICA エルサルバドル事務所にワークプラン（和文および西文）、C/P 機関にワークプラン（西文）を提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② C/P 機関、その他関係者（CD-PRIEG や CTS-PRIEG のメンバー機関の関係者含む）からの情報収集を行うとともに、これまでに整備されたモニタリング・評価のツールを分析して、PRIEG 全体および女性の経済的自立の推進（政策分野1）の実施状況（モニタリング・評価の実施状況を含む）とその課題を把握し、整理する。
 - ③ ②を踏まえ、現時点での協力の枠組みや方向性を見直すとともに、C/P 機関と協議して、今後の具体的な活動計画案を策定する。（現時点での協力の枠組みについては、「国別ジェンダー情報収集・確認調査（中米統合機構）」（2017年）報告書の付属書2を参照の上、事前にガバナンス・平和構築部と確認する。）
 - ④ ③を踏まえ、C/P 機関と協議の上、必要なローカルコンサルタントの傭人に向けた TOR 案を作成する。
 - ⑤ C/P に対して、政策のモニタリングと評価のあり方にかかるワークショップを開催する。

- ⑥ PRIEG 政策の実施推進に関わる関係者（CTS-PRIEG のメンバー含む）を対象とした政策のモニタリングと評価に関する基礎的な理解向上に向けた研修の実施計画案を策定する。
 - ⑦ C/P 機関と、2021 年度第 4 四半期（2022 年 1 月～3 月）および次回派遣期間の活動計画等について、打合せを行う。
 - ⑧ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（西文）を C/P 機関に提出し、報告する。
 - ⑨ JICA エルサルバドル事務所に現地業務結果報告書（和文・西文）を提出し、現地業務結果を報告の上、今後の活動計画等について共有する。
- (3) 第 1 次国内整理期間（2021 年 12 月中旬～下旬）
第 1 次派遣の現地業務結果報告書（和文・西文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。
- (4) 第 2 次国内準備期間（2022 年 1 月上旬～3 月下旬）
- ① 第一次派遣でとりまとめた TOR 案を基に、JICA エルサルバドル事務所にて行う予定のローカルコンサルタントの調達に向けた側面支援を行う。
 - ② 第 1 次派遣で C/P 機関と合意した 2021 年度第 4 四半期の活動計画に基づき、遠隔で活動の実施を支援する。（長期実施戦略の枠組みとなる、既存の RBM マトリックスの内容と様式の見直し、政策分野 1 「女性の経済的自立」の政策目標の指標案の検討、ベースラインデータ収集、中間評価時と最終評価時の目標値案の検討、各関連施策に係る既存の指標の見直し、新たな指標案の検討、およびベースラインデータの確認等など）
 - ③ 第 2 次派遣時の活動に必要な情報収集や C/P 機関との協議を行う。
 - ④ 第 2 次派遣にかかるワークプラン（和文）を作成、JICA ガバナンス・平和構築部による確認の後提出する。JICA エルサルバドル事務所にもデータを送付する。
- (5) 第 2 次現地派遣期間（2022 年 4 月上旬～5 月上旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA エルサルバドル事務所にワークプラン（和文および西文）、C/P 機関にワークプラン（西文）を提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② C/P 機関を支援し、CD-PRIEG 並びに CTS-PRIEG 関係者を対象に、政策のモニタリングと評価に関する基礎的な理解向上に向けた研修を実施する。

- ③ C/P 機関を支援し、PRIEG 政策全体（上位）目標の指標と目標値について、関係者が議論し、合意形成を図るためのワークショップを実施する。
- ④ ③のワークショップで合意された指標と目標値を踏まえ、女性の経済的自立の推進にかかるベースラインデータの確認を行うとともに目標値（ターゲット）を設定する。
- ⑤ C/P 機関ならびに政策分野 1 の CTS-PRIEG 事務局とメンバー機関を支援して、長期実施戦略の基本的枠組みとなる現在の Result based Framework (成果重視型モニタリング評価管理表)の様式と内容を見直す。
- ⑥ ⑤に基づき、C/P 機関および政策分野 1 の CTS-PRIEG 事務局とメンバー機関を支援して、政策分野 1 の各施策にかかるベースラインデータを確認するとともに、各施策の指と目標値（ターゲット）を設定する。
- ⑦ C/P 機関と、次回派遣期間前と次回派遣期間中の活動計画等について、打合せを行う。
- ⑧ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（西文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑨ JICA エルサルバドル事務所に現地業務結果報告書（和文・西文）を提出し、現地業務結果を報告の上、今後の活動計画等について共有する。

（6）第 2 次国内整理期間（2022 年 5 月中旬）

第 2 次派遣の現地業務結果報告書（和文・西文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

（7）第 3 次国内準備期間（2022 年 5 月下旬～7 月）

- ① 第 2 次派遣で C/P 機関と合意した活動計画に基づき、遠隔で活動を実施するとともに、第 3 次派遣時の活動に必要な情報収集、C/P 機関との協議を行う。
- ② 第 3 次派遣にかかるワークプラン（和文）を作成、JICA ガバナンス・平和構築部による確認の後提出する。JICA エルサルバドル事務所にもデータを送付する。

（8）第 3 次現地派遣期間（2022 年 8 月）

- ① 現地業務開始時に、JICA エルサルバドル事務所にワークプラン（和文および西文）、C/P 機関にワークプラン（西文）を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② C/P 機関および政策分野 1 の CTS-PRIEG 事務局およびメンバー機関を支援して、政策分野 1 の各施策の実施に向けた長期実施計画を策定する。

- ③ C/P 機関と、次回派遣期間前と次回派遣期間中の活動計画等について、打合せを行う。
- ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（西文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑤ JICA エルサルバドル事務所に現地業務結果報告書（和文・西文）を提出し、現地業務結果を報告の上、今後の活動計画等について共有する。

（ 9 ） 第 3 次国内整理期間（2022 年 9 月上旬）

第 3 次派遣の現地業務結果報告書（和文・西文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

（ 1 0 ） 第 4 次国内準備期間（2022 年 9 月中旬～10 月下旬）

- ① 第 3 次派遣で C/P 機関と合意した活動計画に基づき、遠隔で活動を実施するとともに、第 3 次派遣時の活動に必要な情報収集、C/P 機関との協議を行う。
- ② 第 4 次派遣にかかるワークプラン（和文）を作成、JICA ガバナンス・平和構築部による確認の後提出する。JICA エルサルバドル事務所にもデータを送付する。

（ 1 1 ） 第 4 次現地派遣期間（2022 年 11 月）

- ① 現地業務開始時に、JICA エルサルバドル事務所にワークプラン（和文および西文）、C/P 機関にワークプラン（西文）を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 政策分野 1 の CTS-PRIEG 事務局とともに、長期実施計画書に基づいて、各施策の実施に向けた「中期実施計画」を策定する。
- ③ 政策分野 1 の CTS-PRIEG 事務局とメンバー機関を支援し、各メンバー機関の年間活動計画の作成を支援する（年間活動計画書の策定に向けたオリエンテーションならびに計画策定ワークショップの開催、年間活動計画書および進捗報告書のフォーマットの作成支援等）
- ④ C/P 機関と、次回派遣期間前と次回派遣期間中の活動計画等について、打合せを行う。
- ⑤ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（西文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑥ JICA エルサルバドル事務所に現地業務結果報告書（和文・西文）を提出し、現地業務結果を報告の上、今後の活動計画等について共有する。

(12) 第4次国内整理期間(2022年12月上旬~中旬)

第4次派遣の現地業務結果報告書(和文・西文)をJICAガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

(13) 第5次国内準備期間(2023年1月~2月)

① 第4次派遣でC/P機関と合意した活動計画に基づき、遠隔で活動を実施するとともに、第5次派遣時の活動に必要な情報収集、C/P機関との協議を行う。

② 第5次派遣にかかるワークプラン(和文)を作成、JICAガバナンス・平和構築部による確認の後提出する。JICAエルサルバドル事務所にもデータを送付する。

(14) 第5次現地派遣期間(2023年4月)

① 現地業務開始時に、JICAエルサルバドル事務所にワークプラン(和文および西文)、C/P機関にワークプラン(西文)を提出し、業務計画の承認を得る。

② 各メンバー機関による活動進捗の報告会の開催を支援するとともに、必要なフォローアップ活動や改善に向けた助言を行う。

③ 政策分野1のCTS-PRIEG事務局を支援し、メンバー機関の進捗報告書を取りまとめた、CTS-PRIEG全体の活動進捗書の作成を支援する。

④ CD-PRIEGの開催を支援するとともに、C/Pを支援してそのレビュー結果を、SICA総事務局長、COMMCA、CTS-PRIEGに報告する。

⑤ 今次派遣までに実施された一連の活動実施プロセスから得られた知見・教訓やモニタリング・評価ツールを取りまとめ、C/Pを支援して、他政策分野での活用も念頭においた「PRIEG政策モニタリング・評価ガイドライン(案)」の策定を行う。

⑥ C/P機関と、次回派遣期間前と次回派遣期間中の活動計画等について、打合せを行う。

⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(西文)をC/P機関に提出し、報告する。

⑧ JICAエルサルバドル事務所に現地業務結果報告書(和文・西文)を提出し、現地業務結果を報告の上、今後の活動計画等について共有する。

(15) 第5次国内整理期間(2023年5月)

第5次派遣の現地業務結果報告書(和文・西文)をJICAガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

(16) 第6次国内準備期間 (2023年5月下旬～8月上旬)

- ① 第5次派遣でC/P機関と合意した活動計画に基づき、遠隔で活動を実施するとともに、第5次派遣時の活動に必要な情報収集、C/P機関との協議を行う。
- ② 第5次派遣にかかるワークプラン(和文)を作成、JICAガバナンス・平和構築部による確認の後提出する。JICAエルサルバドル事務所にもデータを送付する。

(17) 第6次現地派遣期間 (2023年8月中旬～9月下旬)

- ① 現地業務開始時に、JICAエルサルバドル事務所にワークプラン(和文および西文)、C/P機関にワークプラン(西文)を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② C/P機関を支援し、政策分野1の経験を取りまとめた「PRIEG政策モニタリング・評価ガイドライン(案)」を最終化する。
- ③ C/P機関を支援し、政策分野1以外のPRIEG政策の実施推進に携わるSICA関係機関の関係者に対して、政策分野1の経験を取りまとめた「PRIEG政策モニタリング・評価ガイドライン(案)」の共有ワークショップを開催する。
- ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(西文)をC/P機関に提出し、報告する。
- ⑤ JICAエルサルバドル事務所に現地業務結果報告書(西文)を提出し、現地業務結果を報告する。

(18) 第6次国内整理期間 (2023年10月上旬)

専門家業務完了報告書(和文)をJICAガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(ア) 業務ワークプラン(各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

和文および西文で作成し、JICAガバナンス・平和構築部には和文のみ、JICAエルサルバドル事務所には和文および西文、C/P機関には西文を、データで提出する。

- (イ) 現地業務結果報告書（各派遣終了時）
現地派遣期間中に実施、計画した業務内容を関係者と共有するために作成。実施した業務の具体的内容、計画（案）などを記載。
和文および西文で作成し、JICA ガバナンス・平和構築部には和文のみ、JICA エルサルバドル事務所には和文および西文、C/P 機関には西文を、データで提出する。
ただし、第6次現地業務結果報告書（和文）は（ウ）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第6次現地業務結果報告書（西文）は、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。
- (ウ) 専門家業務完了報告書
2023年10月10日(火)までに提出。
現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA ガバナンス・平和構築部及びエルサルバドル事務所に提出し、報告する。
C/P と協働して作成した資料、研修教材、ガイドライン案等については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませず（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ロサンゼルス⇒サンサルバドル⇒ロサンゼルス⇒日本を標準とします。コロナ禍により欠航便がある等の場合は、見積時点で現実的な航路にて見積ってください。

なお、本案件は、COMMCA 加盟国（エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマ、ドミニカ共和国）を対象としていることから、必要に応じてエルサルバドル以外の COMMCA 加盟国にて業務を行うことが想定されます。現時点では、新柄コロナウイルス対策上、域内の国を越えた移動が認められていないため、エルサルバドル以外の COMMCA 加盟国での業務が必要となる場合は、本邦より直接当該国へ渡航することとしますが、現時点ではエルサルバドルへの渡航を想定して見積ってください。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の在外事業強化費については、JICA エルサルバドル事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

- ・ 車両関係費
- ・ 特殊備人費
- ・ 域内出張関係費
- ・ 研修/WS 等実施に係る経費

* 臨時会計役とは、会計役としての職務(例: 在外事業強化費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例: 現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、セマナサンタ(聖週間)休暇や年末年始休暇は避けるようにしてください。

現時点でエルサルバドル入国時には隔離期間は不要です。ただし到着日の翌日までを目途に経過観察をお願いする予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタント及び第一次業務完了後に JICA エルサルバドル事務所が別途備上するローカルコンサルタントです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎: 第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配: 第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ: なし。現地業務期間中の車両借上費用については、本件の契約には含めず、別途 JICA で計上し、業務従事者が支出します。

- エ) 通 訊 備 上 : なし
- オ) 現地日程のアレンジ : 第 1 次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供 : COMMCA 事務局における執務スペース提供 (ネット環境完備予定)

(2) 参考資料

① 公開資料

- ・ 国別ジェンダー情報収集・確認調査 (中米統合機構) (2017)

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000033748.pdf>

② 以下の資料を希望される方は、ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減室 (gpgge@jica.go.jp) 宛にメールをお送りください。

- ・ 中米およびドミニカ共和国における女性の経済的自立に関する考察 (2016)

・ (上記資料の西語版) ESTUDIO SOBRE AUTONOMÍA ECONÓMICA DE LAS MUJERES EN CENTROAMÉRICA Y REPÚBLICA DOMINICANA (2016)

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料 : 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル : 「配布依頼 : 情報セキュリティ関連資料」

・ 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

① 実施時期 : 2021 年 10 月 6 日(水) (予定)

(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

② 実施方法 : 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたします

ので申し出てください。

③ 実施方法：

- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

a) Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。

(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、(システムが不安定になる可能性があることから) 認めません。) 指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

b) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

(4) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エルサルバドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上